磯辺公民館定期使用団体認定基準

磯辺公民館長

（目的）

第１条　磯辺公民館（以下、「公民館」という。）において、定期的・継続的な活動を支援するため、使用に関して優先的な取り扱いが認められるもっぱら社会教育活動を行う団体（以下、「定期使用団体」という。）の基準を以下に定める。

（定期使用団体）

第２条　定期使用団体は、公民館において、抽選によらず定期的に使用することができる。ただし、１か月の間に優先使用できる回数の上限は２コマまでとする。

第３条　前条の使用を希望する団体の代表者は、公民館長（以下、「館長」という。）に定期使用団体登録申込書（様式第１号）を提出し、登録を受けなければならない。

２　前項の登録は、登録した日が属する月の４か月後の１日から最初に到達する３月３１日まで効力を有する。

３　団体の代表者は、第１項に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに館長にその旨を届け出なければならない。

（団体に関する事項）

第４条　定期使用団体は、以下の各号の全てを満たさなければならない。

(1) 団体の活動が、団体自身の自発的意思により行われ、その活動目的が社会教育法第２０条に定めるものであること。

(2) 団体の規約又は会則を設けること。

(3) 団体の活動が定期的・継続的（概ね月１回以上）であること。

(4) 団体がその活動に賛同する者に広く開かれていること。

(5) 団体の代表者は、１５歳以上の市内に住所を有する者（未成年の場合、学生を除く。）とし、５人以上の構成員がいること（講師を除く。以下同じ。）。

(6) 団体の構成員の過半数は市内に住所を有する者であること。ただし、第４号の定めにより新規構成員を受け入れた結果として市内に住所を有する者が過半数を下回った場合はこの限りでない。

(7) 団体に定期的に関わる講師への謝金は公民館の講師謝礼と同等又はそれ以下であること。

(8) 団体の名称には企業、流派、講師、宗派名などを用いないこと。

(9) 市内の他の公民館で定期使用団体として認められていないこと。

（団体の活動に関する事項）

第５条　定期使用団体の代表者は、団体の活動について、年間活動予定を館長に報告しなければならない。

第６条　定期使用団体は、公民館の諸事業に協力するなど、地域に学習成果を還元しなければならない。

（その他の事項）

第７条　定期使用団体が、その活動目的以外の目的で公民館を使用しようとするとき、定期使用団体として取り扱わない。

第８条　本基準において、構成員の過半数が重複している団体は同一団体と見なす。

第９条　定期使用団体及びその構成員が法令及び本基準に違反するなど、定期的・継続的な活動を支援することがふさわしくないと館長が判断するとき、館長は、その団体にその是正を勧告することができる。

第10条　公民館長は、次の各号に掲げる事実があったとき、定期使用団体の登録を取り消すことができる。

(1) 前条の勧告にもかかわらず、定期使用団体がそのふさわしくない事実を是正しないとき。

(2) 第３条第１項に記載した事項が事実と異なるとき。

第11条　その他本基準に関して必要な事項は、館長が別に定める。